

板橋区ユニバーサルデザイン推進調整会議設置要綱

(平成 30 年 4 月 2 日 区長決定)

(設 置)

第 1 条 「板橋区公共施設整備ユニバーサルデザインチェック方針」(平成 30 年 2 月策定。以下「チェック方針」という。)に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設整備について検討及び調整を行うため、板橋区ユニバーサルデザイン推進調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

(定 義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の定義は、チェック方針において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 調整会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) チェック方針の作成、見直し等に関する事項
- (2) ユニバーサルデザインに配慮した公共施設整備に関する事項
- (3) ユニバーサルデザインの調査及び調整に関する事項
- (4) その他、ユニバーサルデザインに関し必要と認められる事項

(組 織)

第 4 条 調整会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 会長は、調整会議を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第 5 条 会長は、必要に応じて会議を招集し、主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶 務)

第 6 条 調整会議の庶務は、都市整備部都市計画課が処理する。

- 2 その他、ユニバーサルデザインの推進に関する事項は、福祉部障がい政策課が処理する。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月20日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年12月14日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

会長	都市整備部都市計画課長
副会長	福祉部障がい政策課長
委員	政策経営部政策企画課長
	政策経営部施設経営課長
	政策経営部教育施設担当課長
	都市整備部建築指導課長
	土木部土木計画・交通安全課長
	土木部管理課長
	土木部みどりと公園課長
	公共施設主管課長